

福知山市脱炭素先行地域づくり補助金
(太陽光発電設備導入事業)
交付申請の手引き

2026 年 8 月 2 8 日版

【問合せ・提出先】

福知山市 産業部 エネルギー・環境戦略課 企画係

住所：〒620-8501 福知山市字内記 13-1 4 階

メール：enekan@city.fukuchiyama.lg.jp

電話：0773-48-9554

ホームページ：<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/72/87715.html>

■改訂履歴

改定年月日	改定内容等
令和 8 年(2026 年) 8 月 2 8 日	新規作成

補助金を活用した事業の実施にあたって

本補助金は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用した間接補助事業です。本補助金に申請される方は、本手引きを十分に確認する他、以下の点をご理解の上で、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、市は、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む。）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもと必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。あらかじめ補助金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ 補助事業に係る資料（申請書類、市が発行する文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日が属する年度の終了後 5 年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。ただし、取得財産等に係る財産管理台帳その他関係書類については、法定耐用年数期間中は保存してください。
- ⑥ 交付決定後、本事業に参画する事業者や建物の名称、補助事業の概要等を市及び環境省のホームページ等で公表します。

目 次

I. 補助金の概要	3
1. 概要	3
2. 補助対象者	4
3. 申請の流れ	5
4. 事業の開始	6
5. 補助対象事業	6
6. 補助金の交付の条件	7
7. 補助額、補助対象設備の要件	8
8. 補助対象経費	9
II. 補助金の交付に係る手続き	10
1. 申請書類等の提出先	10
2. 交付申請について	10
(1) 募集期間	10
(2) 交付申請に係る提出書類	10
3. 事業開始承認申請について	10
(1) 事業開始承認申請が必要な場合	10
(2) 提出期間	11
(3) 事業開始承認申請に係る提出書類	11
4. 実績報告について	11
(1) 実績報告の提出	11
(2) 実績報告に係る提出書類	11
5. 補助金の請求について	12
6. 事業内容等の変更について	12
(1) 変更手続きの方法	12
(2) 変更申請に係る提出書類	12
7. その他報告・調査について	13
III. その他	13
1. 補助金の返還について	13
2. 収益納付について	13

Ⅰ. 補助金の概要

1. 概要

福知山市は、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言し、市民・事業者の皆様とともに脱炭素の実現に向けた取組を進めています。

2026年2月、福知山市は環境省が進める「脱炭素先行地域」に選定されました。

福知山市の脱炭素先行地域の事業計画において位置づけている、再生可能エネルギー設備等の導入を実施することにより、対象エリアの脱炭素化とその取組により地域課題解決を図り、持続可能なまちづくりを推進するため、「福知山市脱炭素先行地域づくり補助金（太陽光発電設備導入事業）」の交付を実施します。

本補助金の申請にあたっては、本手引き及び、次頁の関連資料等をお読みいただいた上で申請を行ってください。なお、本補助金は環境省の交付金を活用した補助金であり、年度ごとに予算額の上限があります。（上限額に達した場合は別途お知らせいたします。）

※本補助金は本市の脱炭素先行地域の事業計画に位置付けられたものが対象となりますので、補助金の活用を検討されている場合は、申請前にエネルギー・環境戦略課へご相談ください。

— 脱炭素先行地域とは —

脱炭素先行地域とは、2030年度までに民生部門※の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現するとともに、地域特性に応じた先行的な取組を実行し、地域課題を同時解決することで、地域の魅力と質の向上を目指す地域です。

※「民生部門」とは、「家庭部門」と「業務その他部門」に大別されます。

「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴うCO₂排出であり、

「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設（飲食店・宿泊施設なども含む）のほか、他のいずれの部門にも属しないエネルギー消費に伴うCO₂排出を指します。

・（参考）福知山市ホームページ：北近畿初！福知山市が環境省「脱炭素先行地域」に選定！

<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/72/82994.html>

・（参考）脱炭素先行地域特設ウェブサイト

<https://zero-carbon-city-fukuchiyama.studio.site/>

・（参考）環境省ホームページ：脱炭素地域づくり支援サイト

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>

<関連資料>

- ・ 福知山市脱炭素先行地域づくり補助金（太陽光発電設備導入事業）交付要綱（次頁以降、「市要綱」という。）

<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/72/87715.html>

- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
（次頁以降、「国要綱」という。）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/1-1-CDS-kofu-yoko.pdf>

- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（次頁以降、「国実施要領」という。）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko.pdf>

- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙 1（交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業））
（次頁以降、「国実施要領別紙 1」という。）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken.pdf>

- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別表第 1（交付対象事業費：設備整備事業）（次頁以降、「国実施要領別表第 1」という。）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi.pdf>

2. 補助対象者

補助金の交付対象者は、以下①～⑤のすべてを満たす者です。

- ① 事業計画に記載された交付対象となる設備の所有者となる者

- ② 脱炭素先行地域（※）内で 2030 年度における民生部門の電力消費に伴う CO2 排出ゼロ達成等に向けて取組を行う者

※「夜久野エリア」「つつじが丘団地エリア」「福知山公立大学エリア」「三段池公園エリア」
「長田野工業団地エリア」

- ③ 以下㉗㉘のいずれかに該当する者

- ㉗ 補助対象事業を実施する施設等を所有する者又は施設等の所有者から交付対象となる設備の設置について承諾を得ている者

- ㉘ ㉗の者に対し PPA モデル又はリース契約により設備を提供する者

- ④ 本市の市税に滞納がない者

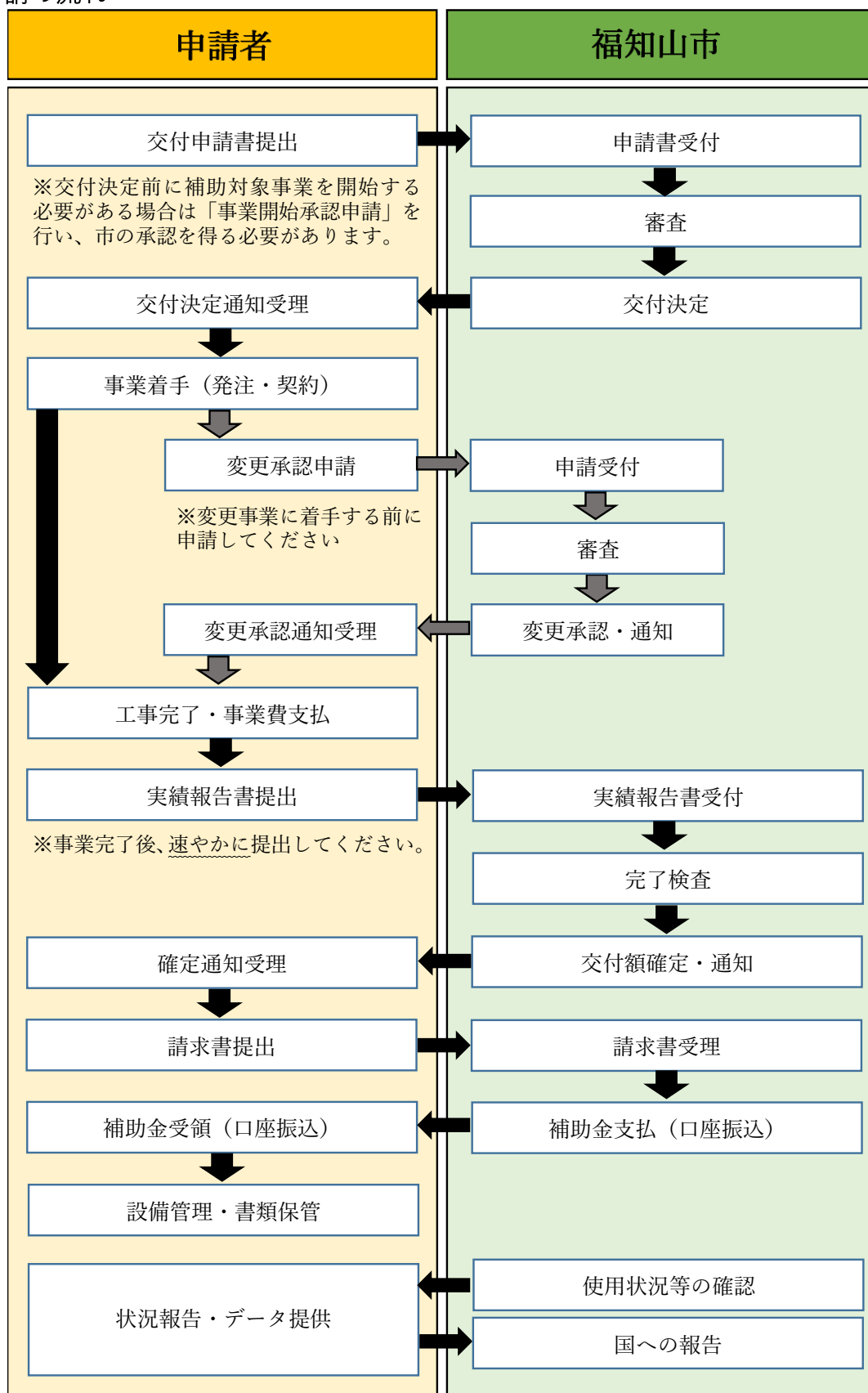
- ⑤ 以下㉗～㉙のいずれにも該当しない者

- ㉗ 暴力団

- ㉘ 暴力団員

- ㉙ 暴力団又は暴力団員と密接な関係のある法人、団体又は個人

3. 申請の流れ



※複数年度事業で、事業開始承認を受けた年度に実施した事業の着手状況については、当該年度の3月31日までに指定する様式に着手状況が分かる写真を添付して市へ報告してください。

4. 事業の開始

補助対象となる事業は、交付決定通知を受けた後に着手（発注、契約、工事等）してください。

ただし、以下①・②に該当する場合に、事業開始承認申請を行い、市から事業開始承認通知を受けたときは、事業開始承認日から交付決定日までの間に行う発注・契約・部材調達、一部工事等について、有効なものとし、交付対象とします。

- ① 事業の着実な完了のため、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合
- ② 複数年度にわたる事業において、当該年度の申請額が0円（発注・契約・部材調達や一部工事への着手のみを行う）の場合

— 交付決定前又は事業開始承認前に事業着手が可能な特例 —

事業着手は、市からの交付決定通知後又は事業開始承認通知後でなければなりません。
ただし、市要綱第12条第1項の(1)及び(2)に該当する場合は、特例が認められています。

第12条 補助対象事業の開始日は、補助事業者が補助対象事業に係る契約を締結した日又は工事に着手した日のいずれか早い方とし、原則として第9条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降としなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 補助事業者が、第11条第2項の規定による事業開始承認通知を受けた場合
- (2) 前年度以前に第9条第1項の規定による交付決定通知又は第11条第2項の規定による事業開始承認通知を受けた補助対象事業について、本市からの通知を受けた場合

【(2)の解説】（複数年度事業における2年度目以降の場合の特例）

複数年度事業（事業開始年度と事業完了年度が異なる事業）における2年度目以降の事業については、十分な工期確保のため早期着手が必要な場合等、やむを得ない場合は、国から市への内示後（4月上旬頃）に事業着手することが、例外として認められています。

2年度目以降の事業を実施される事業者の皆様には、国から市へ内示があった際に、事業着手が可能である旨を必要に応じて通知します。

5. 補助対象事業

以下のすべての要件を満たす事業が補助の対象となります。

- ① 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要なものであること。
- ② 本市の脱炭素先行地域の事業計画に位置付けられたものであること。

- ③ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ④ 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
- ⑤ 国実施要領 別紙 1 に定める交付要件を満たす設備であること。
- ⑥ 各種法令を遵守した設備であること。
- ⑦ 商用化され、導入実績がある設備であること。また、中古設備でないこと。
- ⑧ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてクレジット制度への登録を行わないこと。

6. 補助金の交付の条件

補助金の交付の条件は以下のとおりです。以下の条件に違反した場合は、補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただく場合があります。

- ① 補助事業の内容や補助対象経費の配分、その他補助金の交付決定額に影響を及ぼす事項に変更がある場合は、事前に市長に申し出て協議し、指示に従うこと。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に申し出てその指示を受けること。
- ④ 実績報告書は、補助事業が完了したときは、速やかに必要書類を添えて市長に提出すること。
- ⑤ 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、協力すること。
- ⑥ 補助対象事業の実施にあたっては、原則として、入札又は 2 者以上の業者から見積書を取得したうえで、発注・契約先を選定すること。ただし、入札又は 2 者以上の業者から見積書を取得することが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができる。（入札又は 2 者以上の業者から見積書を取得することが困難又は不適當である場合は、その理由を明らかにした理由書を提出してください。）

- ⑦ 本市の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に従い、国実施要領別紙 1 に定める交付要件を満たし、かつ各種法令を遵守した設備を導入すること。
- ⑧ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、法定耐用年数の間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- ⑨ 取得財産等を法定耐用年数の期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）すること）しようとする時は、事前に処分内容等について市の承認を受けること。
- ⑩ 補助対象設備を導入する施設や土地等の使用電力が民生部門に該当する場合、2030 年度までに再エネ 100%電力（※）に切り替え、また、2030 年度末まで継続すること。（なお、脱炭素先行地域はエネルギーの地産地消を推奨しているため、できる限り福知山市内で発電された地産再エネ電力を活用してください。）
- ⑪ 補助対象事業として先行地域内に太陽光発電設備を導入する場合であって、発電した電気の全量または一部を売電する場合には、先行地域内で 2030 年度までに民生部門の電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロを実現するため、売電した電気を小売電気事業者等と連携して先行地域内の需要家に供給し、また、2030 年度末まで継続しなければならない。
- ⑫ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱、福知山市補助金交付規則、福知山市脱炭素先行地域づくり補助金（太陽光発電設備導入事業）交付要綱、福知山市脱炭素先行地域づくり補助金（太陽光発電設備導入事業）交付申請の手引き、及びその他事業に関連する法令等に従うこと。

※ 再エネ 100%電力とは、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力を指します。なお、小売電気事業者等の再エネメニューの活用や、再エネ等電力証書（地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量）の活用による調達を含みます。

7. 補助額、補助対象設備の要件

補助金の交付率や上限額は、次頁の「交付率等」のとおりです。ただし、事業者の皆様からの補助金申請額の合計が、当該年度の本補助金の予算を超過する場合は、減額する又は交付しない場合があります。

補助対象設備の交付要件は、以下 URL「国実施要領 別紙 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）」をご確認ください。

国実施要領 別紙 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken.pdf>

補助対象設備	交付率等	交付要件
・太陽光発電設備	2 / 3 以内	上記 URL 国実施要領 別紙 1 の 「2. 交付対象事業の内容 ア 再エネ設備整備 （ア）太陽光発電設備」のとおり

8. 補助対象経費

補助対象経費は、以下 URL「国実施要領 別表第 1（交付対象事業費：設備整備事業）」のとおりです。なお、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

また、補助金申請時に市へ提出する見積書においては、経費内訳が分かるようにしてください。

国実施要領 別表第 1（交付対象事業費：設備整備事業）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi.pdf>

— 補助対象経費に関する注意事項 —

- ・補助対象外経費にかかる諸経費等の間接経費についても補助対象外です。経費内訳が分かるようにしてください。
- ・既存建物の解体・撤去に伴う除去費は補助対象外です。
- ・設備の設置等に伴う建築物の躯体等の補強工事は補助対象外です。
- ・整備する設備に係る調査・設計（基本設計・詳細設計等）は、必要最小限度の範囲に限って補助対象となります。ただし、企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））については、補助対象外です。
- ・設備の整備に伴う付帯設備等は、必要最小限度の範囲のみ補助対象となります。設備の稼働に支障がない付帯設備は補助対象外となりますので、ご注意ください。以下の補助対象外の例をご参考ください。

○補助対象外経費の例（判断に迷う場合は、必ずご相談ください。）

太陽光発電設備	・日射計や気温計 ・過大なサイズのモニター
---------	--------------------------

Ⅱ．補助金の交付に係る手続き

1．申請書類等の提出先

補助金の交付手続きに係る申請書類等は、以下の提出先に持参もしくはメールにてご提出ください。

【提出先】

福知山市役所 4階 産業部 エネルギー・環境戦略課 企画係

メール：enekan@city.fukuchiyama.lg.jp

電話：0773-48-9554

2．交付申請について

(1) 募集期間

募集期間：2026年8月31日（月曜日）～2026年12月10日（木曜日）

※交付決定を受ける前に着手（発注、契約、工事等）されたものは、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

(2) 交付申請に係る提出書類

交付申請に係る提出書類は、以下 URL「市要綱 別表第1（交付申請に係る提出書類（共通））、別表第2（交付申請に係る提出書類（設備別）」のとおりです。なお、提出書類への押印は不要です。

- ・別表第1（交付申請に係る提出書類（共通））は、申請者全員に共通する提出書類です。
- ・別表第2（交付申請に係る提出書類（設備別））は、導入する設備別に提出が必要な書類です。

市要綱 別表第1（交付申請に係る提出書類（共通））、別表第2（交付申請に係る提出書類（設備別））

<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/72/87715.html>

3．事業開始承認申請について

(1) 事業開始承認申請が可能な場合

市からの交付決定前に着手（発注・契約・部材調達等）されたものは、原則として補助金の交付対象となりません。ただし、以下①・②に該当する場合に、事業開始承認申請を行い、市から事業開始承認を受けたときは、事業開始承認日から交付決定日までの間に行う発注・契約・部材調達等について、交付対象となります。事業開始承認を受けた事業の交付申請手続き方法については、別途市からお伝えします。

- ① 事業の着実な完了のため、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合
- ② 複数年度にわたる事業において、当該年度の申請額が0円（発注・契約・部材調達や一部工事への着手のみを行う）の場合

(2) 提出期間

提出を予定される場合は、まず本市へご相談ください。

※市からの事業開始承認を受ける前に着手（発注、契約、工事等）されたものは、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

(3) 事業開始承認申請に係る提出書類

事業開始承認申請に係る提出書類は、以下 URL「市要綱 別表第 3（事業開始承認申請に係る提出書類（共通））、別表第 4（事業開始承認申請に係る提出書類（設備別）」のとおりです。なお、提出書類への押印は不要です。

- ・別表第 3（事業開始承認申請に係る提出書類（共通））は、申請者全員に共通する提出書類です。
- ・別表第 4（事業開始承認申請に係る提出書類（設備別））は、導入する設備別に提出が必要な書類です。

市要綱 別表第 3（事業開始承認申請に係る提出書類（共通））、別表第 4（事業開始承認申請に係る提出書類（設備別））
<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/72/87715.html>

4. 実績報告について

(1) 実績報告の提出

実績報告書は事業完了後に速やかに提出をしてください。

なお、実績報告書の提出に時間を要する見込みとなった場合は速やかに市へ報告してください。

※施工業者への支払いを完了のうえ実績報告を行ってください。

※複数年度事業において、事業開始承認を受けた年度に実施した事業の着手状況については、当該年度の 3 月 31 日までに指定する様式に着手状況が分かる写真を添付して市へ報告してください。

(2) 実績報告に係る提出書類

実績報告に係る提出書類は、以下 URL「市要綱 別表第 7（実績報告に係る提出書類（共通））、別表第 8（実績報告に係る提出書類（設備別）」のとおりです。なお、提出書類への押印は不要です。

- ・別表第 7（実績報告に係る提出書類（共通））は、申請者全員に共通する提出書類です。
- ・別表第 8（実績報告に係る提出書類（設備別））は、導入した設備別に提出が必要な書類です。

市要綱 別表第 7（実績報告に係る提出書類（共通））、別表第 8（実績報告に係る提出書類（設備別））
<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/72/87715.html>

5. 補助金の請求について

市からの補助金額確定通知を受領した日から起算して 30 日以内又は交付決定通知日が属する年度（複数年度事業の場合は、交付決定がされた交付申請書とともに提出された別紙 1 事業計画書において、補助金の交付を希望した年度）の 3 月 10 日（土日祝日の場合はその直前の開庁日）のいずれか早い日までに補助金交付請求書に必要書類を添えて提出をしてください。なお、提出書類への押印は不要です。

市要綱 別表第 9（補助金の請求に係る提出書類）

<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/72/87715.html>

6. 事業内容等の変更について

（1）変更手続きの方法

補助対象事業の内容、計画、経費の配分、申請者情報等を変更しようとするときは、事前に変更手続きが必要となります。特に、補助金の額に影響を及ぼす事項を変更しようとするときは、早めにご相談ください。

また、以下表のとおり、変更のタイミングや内容によって、手続きの方法が異なりますので、まずは市へご連絡ください。

場 合	方 法
① 交付決定後に、変更が発生するとき	「交付変更承認申請書（様式第 7 号）」を提出
② 事業開始承認から交付決定までの間に、変更が発生するとき	「事業開始変更承認申請書（様式第 10 号）」を提出
③ 補助金の振込先口座を変更するとき	「振込先口座変更届（様式第 13 号-2）」を提出
④ 軽微な変更をするとき	「軽微な変更届（様式第 13 号）」を提出
⑤ ④よりも更に軽微な変更をするとき	事業完了後に提出する「実績報告書（様式第 17 号）」において、変更内容を記載のうえ提出

※④・⑤は、補助金の目的の達成に実質的に支障がない事項の変更の場合に適用します。

（例：補助対象事業の内容や計画の細部の変更等）

（2）変更申請に係る提出書類

変更申請に係る提出書類は、以下 URL「市要綱 別表第 5（変更申請に係る提出書類）」のとおりです。なお、提出書類への押印は不要です。

市要綱 別表第 5（変更申請に係る提出書類）

<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/72/87715.html>

7. その他報告・調査について

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間、設備の使用状況や設備導入による成果等に関して、市又は環境省が行う調査等にご協力いただく必要があります。

【想定される調査項目（今後変更する可能性があります）】

- 設備を導入した施設や土地等における年間の電力需要量(kWh)
- 再エネ電力への切替え状況（太陽光発電設備の設置、電力契約の再エネ電力メニューへの切替、再エネ電力証書の購入等）
※民生部門の場合は、2030 年度までに消費電力の全量を再エネにする必要があります。
- 地産再エネ電力の調達状況
※福知山市内で発電された地産再エネ電力の調達が推奨されています。

III. その他

1. 補助金の返還について

申請者が以下①～⑤のいずれかに該当したときは、補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただく場合があります。

- ① 偽りその他不正の行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- ② 補助金を他の用途に使用したとき
- ③ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ④ 市要綱第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当すると判明したとき
- ⑤ 法令・条例・補助金規則・市要綱の規定に違反したとき、又は法令・条例・補助金規則・市要綱に基づく市長の指示に従わなかったとき

2. 収益納付について

補助金事業で導入した設備に売電等で相当の収益が発生した場合、営利法人（構成員への利益分配を目的とした法人）においては、交付金の返還を求める場合があります。

事業完了後の 5 年間については、毎年度、売電収入額を市が確認しますので、毎月の売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成する等して、適切に管理ください。

なお、収益納付の要・不要の判断となる計算式は、以下 URL よりご確認ください。

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/DSC-KOUFUKIN-faq.pdf>

（地域脱炭素推進交付金 FAQ 問 15）